

令和 5 年 1 月 5 日

お客様各位

遠 賀 信 用 金 庫

でんさいネット「業務規程」「業務規程細則」の改正のお知らせ

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた第 3 次でんさいネットシステムの仕様追加に係る機能改善に伴い、令和 5 年 1 月 10 日(火)から、「株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）」の業務規程および業務規程細則（以下、「業務規程等」という。）を次のとおり改正しますので、お知らせいたします。

1. 改正日

令和 5 年 1 月 10 日(火)

2. 機能改善に伴う業務規程等の改正点

- (1) 債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮
- (2) 債権金額下限の引き下げに伴う分割可能回数の上限の設定

3. 新旧対照表

業務規程等の改正内容につきまして、以下のとおり改正点を記載していますのでご確認くださいようお願いいたします。

なお、改正後の業務規程等については、当金庫ホームページ（令和 5 年 1 月 10 日以降）または株式会社全銀電子記録債権ネットワークのウェブサイトのメニュー「業務規程等」からご確認ください。

(1) 業務規程

※赤字下線箇所が改正箇所となります。

改定後	改定前	備考
(債務者から双方請求をする場合の取扱い) 第 26 条 2 前条第 2 項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して 5 銀行営業日を経過する日 <u>(電子記録の日から起算して当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の 3 銀行営業日前の日までの期間が 4 銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の 3 銀行営業日前の日)</u> まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。	(債務者から双方請求をする場合の取扱い) 第 26 条 2 前条第 2 項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して 5 銀行営業日を経過する日まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。	・ 債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮
(分割記録) 第 36 条 4 利用者は、次に掲げる分割記録の請求をすることができない。 一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第 3 号の金額とする <u>分割記録</u> 二 その他業務規程細則で定める <u>分割記録</u>	(分割記録) 第 36 条 4 利用者は、次に掲げる <u>事項を内容とする</u> 分割記録の請求をすることができない。 一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第 3 号の金額とする <u>旨</u> 二 その他業務規程細則で定める <u>事項</u>	

(2) 業務規程細則

※赤字下線箇所が改正箇所となります。

改定後	改定前	備考
(発生記録の請求の方法等) 第 17 条 7 規程第 30 条第 2 項第 1 号に規定する範囲は、<u>1 円以上</u> 100 億円未満とする。 8 規程第 30 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、当該請求の日（規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して 7 銀行営業日（<u>発生記録の請求を規程第 26 条に定める方式によりする場合で、当会社が当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、3 銀行営業日</u>）を経過した日から 10 年後の応当日までの日とする。	(発生記録の請求の方法等) 第 17 条 7 規程第 30 条第 2 項第 1 号に規定する範囲は、<u>1 万円以上</u> 100 億円未満とする。 8 規程第 30 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、当該請求の日（規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して 7 銀行営業日を経過した日から 10 年後の応当日までの日とする。	・債権金額下限の引下げ ・債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮
(譲渡記録の請求の方法等) 第 19 条 3 当会社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の 6 銀行営業日（<u>当会社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2 銀行営業日</u>）前 から、支払期日から起算して 3 銀行営業日を経過する日までの間 5 規程第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる年月日は、請求の日から 1 か月を経過する日までの日（支払期日の 6 銀行営業日（<u>当会社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2 銀行営業日</u>）前以後を除く。）でなければならない。	(譲渡記録の請求の方法等) 第 19 条 3 当会社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の 6 銀行営業日前 から、支払期日から起算して 3 銀行営業日を経過する日までの間 5 規程第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる年月日は、請求の日から 1 か月を経過する日までの日（支払期日の 6 銀行営業日前以後を除く。）でなければならない。	・債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮 ・債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮
(保証記録の請求の方法等) 第 27 条 3 当会社は、次の期間は、保証記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の 6 銀行営業日（<u>譲渡保証記録については、当会社が当該譲渡保証記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2 銀行営業日</u>）前の日から支払期日から起算して 3 銀行営業日を経過する日までの間	(保証記録の請求の方法等) 第 27 条 3 当会社は、次の期間は、保証記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の 6 銀行営業日前の日から支払期日から起算して 3 銀行営業日を経過する日までの間	・債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮
(分割記録の請求の方法等) 第 29 条 2 当会社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の 6 銀行営業日（<u>当会社が分割債権記録に債権者として記録される利用者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2 銀行営業日</u>）前の日以後 4 規程第 36 条第 4 項第 1 号に規定する範	(分割記録の請求の方法等) 第 29 条 2 当会社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の 6 銀行営業日前の日以後 4 規程第 36 条第 4 項第 1 号に規定する範	・債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮 ・債権金額下限

改定後	改定前	備考
囲は、<u>1 円</u>以上 100 億円未満とする。ただし、同条第 2 項に規定する場合には、この限りでない。 5 規程第 36 条第 4 項第 2 号に規定する<u>分割記録</u>は、<u>次に掲げる記録とする。</u> <u>一 規程第 36 条第 3 項第 3 号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする分割記録</u> <u>二 発生記録により発生する電子記録債権の債権記録および当該電子記録債権に起因する分割債権記録の合計数が 100 万を超えることとなる分割記録</u>	囲は、<u>1 万円</u>以上 100 億円未満とする。ただし、同条第 2 項に規定する場合には、この限りでない。 5 規程第 36 条第 4 項第 2 号に規定する<u>事項</u>は、<u>同条第 3 項第 3 号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする旨とする。</u>	の引下げ ・債権金額下限の引下げおよびそれに伴う分割可能回数の上限の設定
(支払不能情報) 第 45 条 二 支払不能でんさいの情報として次に掲げるもの ① 記録番号 ② 支払期日 ③ 支払不能通知および取引停止通知の通知年月日 ④ 支払期日から起算して 2 銀行営業日を経過した日の年月日 ⑤ 支払不能事由 ⑥ 債務者口座のある金融機関名および支店名 ⑦ 規程第 51 条第 1 項第 2 号の規定により異議申立の手続が終了した場合には、異議申立の手続の取下げの請求を受理した日の年月日	(支払不能情報) 第 45 条 二 支払不能でんさいの情報として次に掲げるもの ① 記録番号 ② 支払期日 ③ 支払不能通知および取引停止通知の通知年月日 ④ 支払期日から起算して 2 銀行営業日を経過した日の年月日 ⑤ 支払不能事由 ⑥ 債務者口座のある金融機関名および支店名 ⑦ <u>業務</u>規程第 51 条第 1 項第 2 号の規定により異議申立の手続が終了した場合には、異議申立の手続の取下げの請求を受理した日の年月日	・他の条文との平仄合わせ

以上